申請・届出名称	(第1号様式)病院(診療所)開設許可申請書
内容	病院を開設しようとするとき、又は医師、歯科医師でない者が診療所を開設しようとす るときに提出するもの
提出場所	久留米市保健所総務医薬課(久留米商工会館4階)
提出時期	事前に(書類の不備や調整など余裕を持って)
手数料	病院:41、000円 診療所:18、000円 (いずれも現金)
	□1 病院の開設者が医師又は歯科医師であるときは、臨床研修修了登録証の提示又は その写し(原本照合不要) ※臨床研修制度導入以前に医師(歯科医師)免許取得の場合は免許証の提示又は その写し(原本照合不要)
	□2 開設者が法人であるときは、その定款(寄附行為)又は条例及び登記事項証明書
	□3 敷地周囲の見取り図(位置図)及び敷地全体の平面図
	□4 建物の平面図(各室の用途を示し、療養・精神・結核・感染症病床に係る病室がある場合には、その種別と病床数及び居室にかかる廊下幅を明示すること)
	□5 病院については、医療法第21条第1項第2号から第8号まで及び第10号に掲げる施設 の有無及び構造設備の概要を記載した書類
	□6 療養病床を有する場合は、医療法第21条第1項第11号及び第12号(第2項第2号及び 第3号)に掲げる施設の構造設備の概要を記載した書類
	□7 歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要を記載した書類
	□8 各病室の概要(種別・病床数・床面積・採光面積・開放面積・天井高)を記載し た書類
	□9 病院の汚水を水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域に排出しようとする場合は、医療法施行規則第1条の14第2項の各号に掲げる事項を記載した書類
	□10 医療従事者の名簿(常勤換算ができるもの) ※開設許可申請時に確定できない場合は暫定版を提出し、開設後の届出の際に確 定版を提出すること。
	□11 管理予定者の就任承諾書及び履歴書(開設者が久留米市管轄の医療法人であると きは不要)
	□12 開設者が法人であるときは、開設の目的及び維持の方法を証する書類
	□13 土地・建物について、自己所有の場合は不動産登記簿謄本、賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し
	〈注意事項〉 ・診療所に病床を設置しようとする場合は、別途「(第13号様式)診療所病床設置許可申請書」の提出が必要 ・親子継承、法人化、経営譲渡による開設許可申請で、建物自体に変更がない場合は、上記3、4、5、6、7の書類は省略可
備考	